

秋田県告示第442号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年10月4日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年9月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
高橋造園
大仙市大神成字前田49番地
高橋輝夫
秋田県知事許可（般-21）第60140号
- 3 処分の内容
造園工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年9月20日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。